

職員章等に関する規程

平成18年3月31日制定

(趣旨)

第1条 本協会職員の職員章および札幌市青年音楽協会職員証（以下「職員証」という。）の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、職員とは、事務長の補助機関たる職員で一般職に属する職員（臨時的に任用される職員を除く。）をいう。

(出向を命ぜられた職員の適用除外)

第3条 他の機関に出向を命ぜられた職員については、その機関に職員章および職員証に関する定めがある場合は、この規則を適用しない。

(職員章の貸与)

第4条 職員には、本協会職員であることを一見して明らかにするため、職員章（様式1）を貸与する。

2 職員章の着用位置は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 背広、開襟等見返りのある服 左方見返り
- (2) 詰襟服 左襟部
- (3) 前2号以外の服 左胸部

(職員証の交付等)

第5条 職員には、本協会職員であることを証明するため、職員証（様式2）を交付する。

2 前項の職員証は、定期的書き換えるものとする。

(職員章等の取扱い)

第6条 職員は、職員章および職員証を常に着用し、または携帯しなければならない。

(職員章等の貸与等の禁止)

第7条 職員は、職員章または職員証を他人に貸与し、もしくは譲渡し、またはこれを訂正してはならない。

(職員章等に関する事務)

第8条 総務部長、管財部長、第一事業部長および第二事業部長（以下「総務部長等」という。）は、それぞれ一般部局に所属する職員、管財部に所属する職員、第一事業部に所属する職員および第二事業部に所属する職員について、職員章および職員証に関する事務を行う。

(職員章等の再貸与等)

第9条 職員は、職員章または職員証を紛失し、またはき損したときは、直ちに職員章にあつては職員章再貸与願（様式3）を、身分証明書にあつては職員証再交付願（様式4）を所属長を経て総務部長等に提出し、その再貸与または再交付を受けなければならない。

2 職員は、職員証の記載事項に変更が生じたときは、直ちに当該職員証を所属長を経て総務部長等に返還し、その再交付を受けなければならない。

（職員章等貸与交付簿）

第10条 総務部長等は、職員章等貸与交付簿（様式5）を備え、その貸与および交付の状況を明らかにしなければならない。

（職員章等の返還）

第11条 職員が退職等の事由によりこの規則の適用を受けなくなったとき、または所属替により新たに職員章の貸与もしくは職員証の交付を受けたときは、直ちに、現に貸与を受けている職員章および交付を受けている職員証を総務部長等に返還しなければならない。

（委任）

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、総務部長等が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に職員が貸与または交付されている職員章および身分証明書は、この規則の規定に基づいて貸与または交付されたものとみなす。
- 3 この規則施行の際、すでに作成済の職員章および身分証明書用紙は、この規則の規定に基づく職員章および身分証明書として当分の間使用することができる。

4